

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 概要

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」について、以下のとおり意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめました。

- ・意見募集期間：令和7年3月26日（水）～令和7年4月26日（土）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-Gov）、環境省ホームページ、記者発表
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見提出数

1 件

3. 寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する回答
業種ごとにやむを得ない事情はあるのかもしれませんが、貴金属製造・再生業の硝酸性窒素の基準は相当高いです。 いつまでこの状態が続くのでしょうか？規制を強化するスケジュール建てはできないのでしょうか？	【参考】 別添1の3.（4）の通り、高濃度の硝酸を使用する排水において現実的に導入可能な処理技術の見通しが立っておらず、貴金属リサイクルの推進による貴金属取扱量の増加に伴うアンモニア及び硝酸使用量の増加が見込まれている状況のため、現行の基準値の適用期限を3年3か月間延長することが適当と考えています。 頂いた御意見を参考にしながら、今後も、各対象事業場における排水濃度低減の取組の継続及び新たな排水処理法の検討を進めてまいります。